

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白河市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福島県白河市長

公表日

令和5年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務全体の概要 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対応する応答に関する事務③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務④保護の停止又は廃止に関する事務⑤資料の提供等の求めに関する事務⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務⑨保護に要する費用の返還に関する事務⑩徴収金の徴収に関する事務 <p>3 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 生活保護システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. 医療保険者等向け中間サーバー5. レセプト管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項 別表第一の15の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第15条各号3 白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条5 生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1)番号利用法 第19条第8号及び別表第二(第四欄(特定個人情報))に「生活保護関係情報」が含まれる項) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、9条、11条、12条、13条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条、53条、55条、58条、59条の2の2、59条の3</p> <p>2 情報照会を行う根拠 (1)番号利用法 第19条第8号、9号及び別表第二 26の項 (2)番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>3 オンライン資格確認の準備業務 (1)番号利用法附則第6条第4項 (2)生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号) 第10条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課 保護係
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 社会福祉課 保護係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-22-1111 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: shakai@city.shirakawa.fukushima.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 社会福祉課 保護係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-22-1111 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: shakai@city.shirakawa.fukushima.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

